

【各関係機関・団体における障害者虐待防止に向けた取り組み(報告取りまとめ)】

所属関係機関・団体	取り組みについて
非公開とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護機関では、毎年、特別支援学校高等部を卒業する生徒及びその保護者を対象に、「人権相談所案内用リーフレット」を配布し、障がいのある人等をめぐる様々な人権問題の把握と解決に向けた取組みを実施している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者による障害者虐待が疑われる事案については、厚生労働省が示す対応要領に基づき、関係機関との連携を含めて対処しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修への参加
	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止に係る外部研修を活用している。 ・定期的に会議・研修等を企画・実施している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止マニュアルの作成 ・虐待防止委員会の設置 ・職員のストレスチェック実施(5月、11月) ・ストレスマネジメント、苦情解決、チェックリスト集計 虐待防止に関する研修の実施(R5. 5月) ・法令及び制度変更毎に委員会を開催し、規程の見直しを行うよう規程に盛り込んでいる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・法人内に虐待防止委員会の設置と委員会の開催及び、法人職員(全職員対象)に虐待防止研修を実施しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の機関等での研修への参加、内部でも定例のミーティング等において、議題、話題提供として虐待への理解を深める機会を持つようにしています。 ・個別ケースにおける虐待の可能性、リスクを感じる場面があったり、情報が入ってきた際には、関係機関等への連絡調整と事業所内にて協議、具体的な対応のあり方の検討をするようにしています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援部(相談支援、訪問看護、居宅介護)にて虐待防止委員会を設置。 ・定例会、研修会、アンケートなどを実施。
	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止研修及びアンガーマネジメント研修の定期開催。
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止について明記しているものではありませんが、障がいの雇用促進と職業の安定を図るために、必要な施策を総合的かつ効果的に推進しています。 	